

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省総合食料局食品産業企画課）

制 度 名	試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度 （食品産業及び農薬製造業）	
税 目	所得税・法人税（該当条項：措法第 10 条第 6 項、第 42 条の 4 第 9 項、第 68 条の 9 第 9 項）	
要 望 の 内 容	試験研究費の増加額に係る税額控除または売上高に占める割合が 10% を超える試験研究費に係る税額控除の選択適用が可能となる措置について、適用期限を 2 年延長すること。	
	減収見込額 （平年度）	— <b>（▲ 4 4 0）</b> 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 食品産業については、食料の安定供給や地域経済の活性化において重要な役割を果たしており、輸入食品との競争が激化する中でその役割が引き続き十分発揮されるよう新技術の開発・導入等を促進し、競争力の強化を図ることが必要である。また、農薬製造業においては、消費者の食の安全性・信頼性の確保に対する関心の高まりを踏まえ、より安全性の高い環境負荷の少ない農薬を供給できるよう研究開発の一層の促進を図ることが必要である。 我が国の食品産業及び農薬製造業が発展を図るためには、企業等による研究開発の促進が重要な課題である。</p> <p>(2) 施策の必要性 ① 食品産業においては、安全性確保、高品質化、健康志向等多様化する消費者ニーズへの対応、食品残さのリサイクル等の環境対策等に積極的に対応していくことが求められている。また、平成 20 年には、農商工等連携促進法が施行され、中小企業と農林漁業者とが有機的に連携した「農商工連携」により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発等の取組への支援が始まっており、地域経済の活性化の担い手として研究開発力の向上を通じた経営基盤の強化や、その研究開発に寄せる期待は、ますます強まっている。 ② 農薬製造業においては、農薬に対してより高い安全性、環境にやさしいことが求められており、研究開発にかかる経費は企業にとって大きな負担となっている。使用者のニーズに合った目的の効果があり、安全性の高い、環境負荷の少ない新農薬の研究開発は、農業生産性の向上及び農業生産の安定を図る上でも必要不可欠である。 ③ また、これら食品産業及び農薬製造業に係る独自の研究開発が難しい民間企業等が、連携して研究開発することが可能な技術研究組合法（昭和 36 年法律第 81 号）に基づく制度があり、技術研究組合の組合員による研究開発をより一層促進することも不可欠である。 ④ このように、食品製造業及び農薬製造業における研究開発の重要性は高まっていることから、民間企業等における研究開発に対する予算措置（補助金・委託費）を一部講じているところであるが、なお一層、研究開発を促進するためには、税制措置による支援が不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 食品産業及び農薬製造業が抱える諸問題に対応するためには、研究開発にかかる負担を軽減し、積極的な研究開発の推進を図ることが効果的である。限定的な予算措置（補助金・委託費）の研究開発支援と比較して税制措置による研究開発支援は、民間企業の研究開発活動に直接的かつ広範囲に支援することが可能であり、技術基盤や競争力強化に直結するものである。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	I-①食品産業の競争力の強化【平成20年度、平成21年度】
	政策の達成目標	食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業がその役割を十分発揮できるよう研究開発の促進によりその技術基盤や競争力の強化を図る。 また、農薬製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農薬を供給できるよう、研究開発の一層の促進を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	試験研究費の総額に係る特別税額控除制度 中小企業技術基盤強化税制
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（21年度予算額：65億円） ・産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業（21年度予算額：2億円） ・イノベーション創出基礎的研究推進事業（21年度予算額：68億円、（独）農業・食品産業技術総合研究機構委託事業）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者（民間企業等を含む）及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又はフェイズにおける成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは対象を異にするものである。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	食料の安定供給や地域経済の活性化等において重要な役割を果たし、新技術の開発・導入等についても一層の促進を図ることが期待できることから、相応の達成状況にあるといえる。
	租税特別措置の適用実績	平成17年度 14,731百万円（適用法人数：44,197） 平成18年度 11,681百万円（適用法人数：44,212） 平成19年度 10,396百万円（適用法人数：43,855） （出典：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」） （農薬製造業については、化学工業に占める割合を乗じて算出。出典：経済産業省「工業統計表」）
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	政策の達成状況に同じ。
	前回要望時の達成目標	食料の安定供給や地域経済の活性化など食品産業がその役割を十分発揮できるよう、研究開発の促進によりその技術基盤や競争力の強化を図る。 また、農薬製造業については、より安全性の高い、環境負荷の少ない農薬を供給できるよう、研究開発の一層の促進を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	食品産業は中小企業の割合が高く、収益性が低いなど、他の産業に比べ、研究開発基盤は依然として弱い。また、農薬製造業は、農業生産における生産資材費の低減の取組が進められている中、より安全性の高い、環境負荷の少ない農薬を供給することが求められており、研究開発にかかる経費の負担が大きいなどの課題が残されている。

これまでの 要望経緯	昭和42年度創設以降2～3年毎に延長等		
	昭和42年度	創設	増加した試験研究費の25%税額控除
	昭和43年度	拡充	12%を超える増加分…50%税額控除 12%以下増加分…25%税額控除
	昭和49年度	縮減	15%を超える増加分…50%税額控除 15%以下増加分…25%税額控除
	昭和51年度	縮減	増加した試験研究費の20%税額控除
	昭和60年度	拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設
	昭和63年度	拡充	特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算
	平成5年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設、環境技術試験研究促進税制の創設)
	平成6年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
	平成7年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
	平成9年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)
	平成11年度	拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を超える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。
		縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止
	平成12年度	縮減	特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定事業共同組合等が賦課する負担金及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の組合等が賦課する負担金の廃止。
	平成13年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。
		縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
	平成14年度	縮減	沖縄振興開発特別措置法の商工組合等が構造改善計画に係る負担金の廃止。
	平成15年度	創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度を創設。
	平成16年度	縮減	食品流通改善促進法に基づく負担金の廃止。
	平成17年度	縮減	中小企業経営革新支援法(沖縄振興特別措置法に掛かる部分を除く。)の廃止。 沖縄振興特別措置法及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の負担金の廃止。
	平成18年度	創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設
		縮減	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止
	平成20年度	創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除(増加型)する制度の創設 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除(高水準型)する制度の創設
	平成21年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
		拡充	(経済対策)試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ① 平成21、22年度において税額控除ができる限度額を当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ② 平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。